

公 告

社会福祉法第120条第2項に基づき、令和7年8月豪雨水害に係る熊本県共募への災害等準備金の拠出について、下記のとおり公告します。

令和7年12月3日

社会福祉法人 島根県共同募金会
会 長 久 保 田 一 朗



記

1 拠出の趣旨

令和7年8月豪雨水害により、熊本県において、多数の被害が発生したことから、社会福祉法人中央共同募金会を通じ、社会福祉法人熊本県共同募金会から要請がありました。

このため、社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンターの立ち上げ及び同センター運営のため、島根県における災害等準備金を拠出しました。

2 拠出先

社会福祉法人熊本県共同募金会

3 拠出額

450,000円